

第38条 昭和47年兵庫県告示第1608号（災害危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

図面指定の表諸寄の項中「美方郡浜坂町」を「美方郡新温泉町」に改め、同表温泉の項中「美方郡温泉町」を「同上」に改める。

地番指定の表桧尾の項中「温泉」を「新温泉」に改める。

（別記）縦覧場所の表市町の欄中「美方郡浜坂町役場」を「美方郡新温泉町役場」に改め、「同郡温泉町役場」を「同上」に改める。

第39条 昭和50年兵庫県告示第635号（災害危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

図面指定の表郡市町名の欄中「美方郡浜坂町」を「美方郡新温泉町」に改める。

（別記）縦覧場所の表市町の欄中「美方郡浜坂町役場」を「美方郡新温泉町役場」に改める。

第40条 昭和50年兵庫県告示第681号の8（建築基準法の規定により各区域を所管する建築主事を指定）の一部を次のように改正する。

表中「龍野市」を「たつの市」に改める。

第41条 昭和48年兵庫県告示第1805号（建築基準法の規定による区域指定）の一部を次のように改正する。

本文中「兵庫県県土整備部まちづくり局建築指導課、関係県民局建築課」を「兵庫県庁、関係県民局」に改める。

表中

西脇市	都市計画区域外全域	
三木市	同上	

を

西脇市	一部の区域	図面指定（図面省略）
三木市	都市計画区域外全域	

に、

加東郡社町	都市計画区域外全域	
-------	-----------	--

を

加東郡社町	同上	
-------	----	--

に改め、同郡上月町及び同郡三日月町の項を削り、

朝来市	一部の区域	図面指定（図面省略）
-----	-------	------------

を

朝来市	同上	同上
-----	----	----

に改める。

第42条 平成16年兵庫県告示第111号（建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定）の一部を次のように改正する。

表建ぺい率を定める区域の欄中「兵庫県県土整備部まちづくり局建築指導課、北播磨県民局建築課」を「兵庫県庁、北播磨県民局」に改め、「揖保郡御津町、相生市、赤穂市、篠山市、朝来市、丹波市、美方郡浜坂町、同郡香美町、豊岡市、養父市、淡路市」を「相生市、豊岡市、たつの市、赤穂市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、淡路市、美方郡香美町、同郡新温泉町」に、「兵庫県県土整備部まちづくり局建築指導課、当該市町を所管する県民局建築課」を「兵庫県庁、当該市町を所管する県民局」に改める。

教 育 委 員 会 規 則

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 9 月30日

兵庫県教育委員会

委員長 平 田 幸 廣

兵庫県教育委員会規則第 14 号

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第21条の表兵庫県教育委員会北播磨教育事務所の項中「加東郡社町」を「加東市」に改め、「美囊郡」を削り、「加東郡」を「加東市」に改め、同表兵庫県教育委員会中播磨教育事務所の項中「飾磨郡」を削り、同表兵庫県教育委員会西播磨教育事務所の項中「龍野市」を削り、「宍粟市」を「宍粟市 たつの市」に改め、「宍粟郡」を削り、同表兵庫県教育委員会淡路教育事務所の項中「津名郡」を削る。

第32条中「加東郡社町山国」を「加東市山国」に改める。

第41条及び第58条中「加東郡社町下久米」を「加東市下久米」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第21条の表兵庫県教育委員会西播磨教育事務所の項の改正規定（「宍粟郡」を削る部分を除く。） 平成17年10月 1 日
- (2) 第21条の表兵庫県教育委員会北播磨教育事務所の項の改正規定（「美囊郡」を削る部分に限る。） 平成17年10月24日
- (3) 第21条の表兵庫県教育委員会淡路教育事務所の項の改正規定 平成18年 2 月11日
- (4) 第21条の表兵庫県教育委員会北播磨教育事務所の項の改正規定（「美囊郡」を削る部分を除く。）、第32条の改正規定、第41条の改正規定及び第58条の改正規定 平成18年 3 月20日
- (5) 第21条の表兵庫県教育委員会中播磨教育事務所の項の改正規定及び兵庫県教育委員会西播磨教育事務所の項の改正規定（「宍粟郡」を削る部分に限る。） 平成18年 3 月27日

高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 9 月30日

兵庫県教育委員会

委員長 平 田 幸 廣

兵庫県教育委員会規則第 15 号

高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

高等学校奨学資金貸与規則（平成14年兵庫県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条中「様式第10号」を「様式第11号」に改め、同条を第22条とし、第20条の次に次の 1 条を加える。

（災害による特例）

第21条 申請者又は奨学生が次の各号のいずれにも該当し、その者から高等学校奨学資金貸与増額願（様式第10号）の提出があった場合には、その者に貸与する奨学資金の額は、別表第 1 に掲げる額に別表第 3 に掲げる額を加算した額とする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第 2 条に規定する政令で定める程度の災害又はこれに類する災害として教育長が認めた災害により、その者の生計を主として維持する者が死亡した場合
- (2) 前号の災害発生時において、その者が現に高等学校等に在学している場合

2 前項に規定する奨学資金の額の貸与を受けた者に係る返還期間は、第15条の規定にかかわらず、同条各号のいずれかの事由が生じた日の属する月の翌月から起算して20年（第17条の規定により返還が猶予された期間を除く。）以内とする。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 （第21条関係）

区 分	額
国立及び公立の高等学校等	月額 17,000円
私立の高等学校等	月額 25,000円

様式第 5 号（裏）の部中「第21条」を「第22条」に、「様式第10号」を「様式第11号」に改める。

様式第 6 号（表）の部中「様式第10号」を「様式第11号」に改める。

様式第10号中「第21条関係」を「第22条関係」に、「第21条」を「第22条」に改め、同様式を様式第11号とし、様式第 9 号の次に次の 1 様式を加える。